



# 販売開始！

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2008年8月11日から、**5年ごと利差配当付一時払変額個人年金保険（ステップアップ型）「MYパレット VA」**の販売を、提携金融機関において開始します。今後、本商品の取扱金融機関の拡大を図っていく予定です。

「MYパレットVA」は、「運用期間を短くしたい」、「運用中に運用成果を確保したい」、「将来の年金年額等を最低保証して欲しい」というお客さまのご要望にお応えする投資型年金保険です。**特別勘定での運用期間は5年**（年金開始は更に一般勘定で1年据え置き後から）で、**特別勘定据置期間中\***、**積立金額が基本保険金額（契約時は一時払保険料と同額）の110%に到達するたびに、年金受取総額の最低保証額である基本保険金額が10%分ステップアップします。**

\* 契約日の1年経過後から特別勘定据置期間満了日の前日まで毎日判定します。

## 「MYパレット VA」の主な特徴

### 特徴1. 特別勘定据置期間は5年

- ・ 据置期間は、特別勘定据置期間（5年）と一般勘定据置期間（1年）によって構成されます。
- ・ 年金受取の場合、年金の受取開始は特別勘定据置期間満了から一般勘定で1年据え置き後となります。

### 特徴2. 2種類の最低保証

- ・ **特別勘定据置期間満了日翌日の積立金額は、基本保険金額の90%が最低保証**されます。積立金は一括受取（積立金の全額引出）ができます。
- ・ また、**年金受取総額（15年確定年金）は、基本保険金額の100%が最低保証**されます。

### 特徴3. 最低保証額が何度でもステップアップ

- ・ 特別勘定据置期間中（ただし、契約日から1年間と特別勘定据置期間満了日を除きます）、**積立金額が基本保険金額の110%に到達するたびに、到達日の翌日以降の基本保険金額が10%分ステップアップし、最低保証額もステップアップ**します（契約時の基本保険金額は、一時払保険料と同額です）。
- ・ **ステップアップの回数は無制限**です。

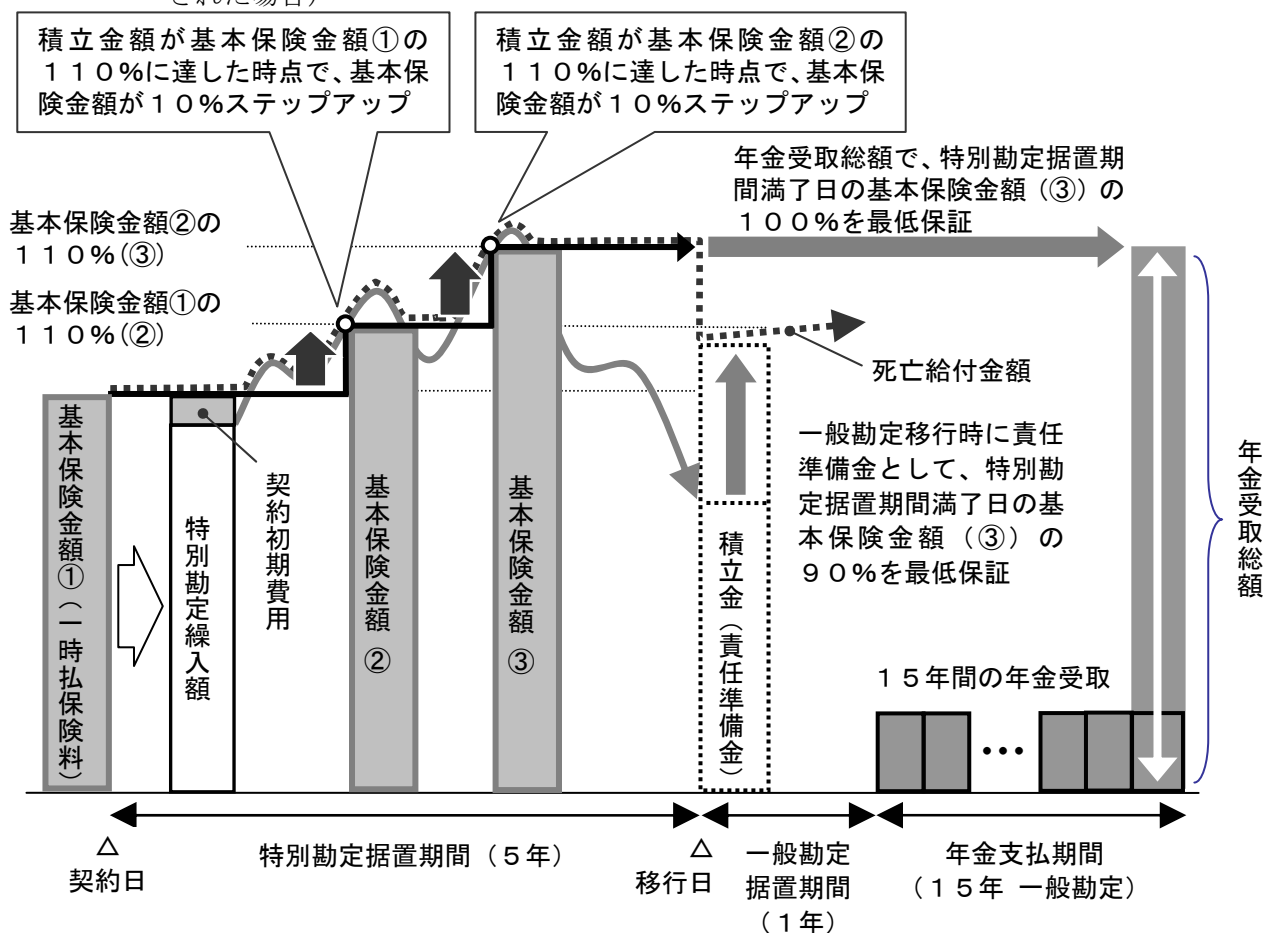
## 「MYパレット VA」の概要

この商品は、一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定で運用し、特別勘定を構成する投資信託の運用実績等に応じて積立金額、将来の年金年額等が増減する保険です。そのため国内外の有価証券（株式や債券）の価格下落や為替相場の変動等により、投資信託の基準価額が下がった場合、積立金額、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### (1) 特徴としくみ

- 据置期間は、特別勘定据置期間（5年）と一般勘定据置期間（1年）によって構成されます。
- 年金受取総額（15年確定年金）は、基本保険金額の100%が最低保証されます。
- 特別勘定据置期間満了日の翌日の積立金額は、基本保険金額の90%が最低保証されます。積立金は一括受取（積立金の全額引出）ができます。この場合、ご契約は消滅します。
- 基本保険金額（契約時は一時払保険料と同額）は、特別勘定据置期間中に積立金額が基本保険金額の110%に到達するたびに、到達日の翌日以降10%分ステップアップします。
- 「ステップアップ」の判定は、契約日の1年経過後から特別勘定据置期間満了日の前日までの期間、毎日行ないます。
- 特別勘定は、資産の基本配分比率を国内株式5%、外国株式15%、国内債券50%、外国債券30%とするバランス型投資信託へ投資し、リスクを抑えながら中長期的な資産の成長をめざします。

**イメージ図**（特別勘定据置期間満了時に積立金額が基本保険金額を下回り、年金受取総額保証が適用された場合）



イメージ図は、参考情報として提供するものであり、明治安田生命が、積立金額や基本保険金額等を予測・保証するものではありません。

## (2) 保障内容

死亡給付金	被保険者が特別勘定据置期間中にお亡くなりになった場合、死亡日の積立金額と基本保険金額のいずれか大きい金額をお支払いします。 被保険者が一般勘定据置期間中にお亡くなりになった場合、死亡日の責任準備金相当額をお支払いします（基本保険金額や一時払保険料を下回る場合があります）。
確定年金	特別勘定据置期間満了日の積立金額、特別勘定据置期間満了日の翌日（移行日）の基礎率等（予定利率等）に基づいて計算された年金年額をお支払いします。

### <年金受取総額の最低保証>

特別勘定据置期間満了日の積立金額が基本保険金額を下回っても、年金受取総額は基本保険金額の100%が最低保証されます（この場合、年金支払期間は15年\*となります）。

なお、特別勘定据置期間満了日の翌日（移行日）の責任準備金は、基本保険金額の90%が最低保証されます。積立金は一括受取（積立金の全額引出）ができます。この場合、ご契約は消滅します。

\*ご契約時に15年確定年金以外に、5年または10年確定年金もお選びいただけます。ただし、年金受取総額が最低保証される場合、ご契約時にお選びいただいた年金種類にかかわらず、年金支払期間は15年に変更されます。

### <解約返戻金>

解約返戻金額は特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）します。したがって、解約返戻金額が基本保険金額や一時払保険料相当額を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります（解約返戻金額には最低保証はありません）。

契約日から解約日・一部解約日の翌営業日までの経過年数が4年未満の解約・一部解約の場合には、「解約控除」がかかります。

## (3) 主なお取扱い

契約年齢（被保険者）範囲	0歳～75歳
据置期間	6年（特別勘定 5年、一般勘定 1年）
契約時の基本保険金額（一時払保険料）	200万円～3億円（10万円単位）
年金の種類	5・10・15年確定年金
告知	職業告知
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度の対象です

(4) 諸費用

ご負担いただく費用の合計額は、以下「契約初期費用」、「保険契約関係費」、「資産運用関係費」の合計です。

なお、契約日から解約日・一部解約日の翌営業日までの経過年数が4年未満の解約・一部解約の場合には、「解約控除」がかかります。

契約時	契約初期費用	基本保険金額（一時払保険料）に対して、4.0%を特別勘定への繰入前に一時払保険料から控除します				
特別勘定据置期間中	保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対して、年率2.65%/365日を毎日控除します				
	資産運用関係費*〔信託報酬〕	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、年率0.315%（税込）/365日を毎日控除します				
	解約控除	解約・一部解約する積立金額に対して、経過年数（契約日から解約日・一部解約日の翌営業日までの年数）に応じた解約控除率を乗じた額を、解約・一部解約時に支払う積立金から控除します				
		経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満
		解約控除率	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%
一般勘定据置期間中		直接ご負担いただく費用はありません なお、一般勘定据置期間中は責任準備金を一定の利率で運用しますが、適用される利率は、ご契約の維持等に必要な費用を考慮して設定されます				
年金支払期間中	保険契約関係費	年金年額に対して、1.0%を年金開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します				

\*資産運用関係費には、投資する投資信託の信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金がかかります（信託報酬以外のこれらの諸経費等は特別勘定から控除されるため、ご契約者は間接的に負担することとなります）。また、これらの諸経費等については、投資信託委託会社における運用により発生し、その運用方法によって変動するため、費用の発生前にその費用の額や割合等を提示することはできません。なお、資産運用関係費は、将来変更される可能性があります。

※ 5年ごと利差配当付一時払変額個人年金保険（ステップアップ型）の販売名称は、取扱金融機関によって異なる場合があります。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

以上